

令和4年度 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 第4回 理事会議事録抄本

招集年月日 令和5年1月6日(金)
開催日時 令和5年1月26日(木) 午前10時30分から午前11時28分まで
開催場所 神栖市保健・福祉会館 2階 健康相談室
出席理事名 石田 進、篠塚洋一、狭山利和、鈴木伸洋、卯月秀一、花田三男、中嶋正子、千葉千恵子、
須之内正昭、西川寧人、池田治和、山岸紳一郎、野村みさ子、山川慎太郎、高安桂一
欠席理事名 小島真知子、五十嵐清美、信太俊浩
出席監事名 中山照明、森本政一

開会前に事務局から、篠塚洋一理事、須之内正昭理事、森本政一監事について、就任後初めての会議出席となることが報告され、両理事及び監事より就任の挨拶があった。

理事総数18名中15名の出席により、定款第30条に定める決議要件を充たし、理事会が成立していることを事務局から報告。石田進会長挨拶の後、定款第29条に基づき議長選任を行い、全員一致で、石田進会長を議長に選任した。

議 事

報告第1号 令和4年度上期(4~11月)事業実施状況及び予算執行状況について

事務局から、事業実施状況(荒井真由美事務局次長)、予算執行・収支状況(相良光浩センター長)について説明があり、その後、質疑に入った。

(須之内正昭理事)

もったいないを橋渡しプロジェクトの18登録団体はどこかの資料に出ていますか。

(事務局：荒井真由美事務局次長)

この4月から始まったこの事業は、ボランティアセンターのホームページでご紹介しています。広く市内の福祉施設や事業所さんにご活用いただくように今も募集しております。また、ボランティア団体に関しては、社会福祉協議会に登録している団体が60以上ありますので、そういった活動に活用いただけるように現在もご案内しています。登録状況など詳細はホームページに開示していますので、そちらで確認できる状況です。

(鈴木伸洋理事)

生活福祉資金の貸付について、返せない状況の方の返済猶予の相談窓口を市町村社協が担い、あくまで債権回収は県の社協が行うと説明がありました。今まで貸付金が20億円以上とのことですが、債権に関する相談は多くなりそうですか。

(事務局：荒井真由美事務局次長)

神栖市では申請受付件数が、各費目合わせて5,120件(特例貸付5,107件、本則13件)。世帯数では1,900世帯から申請を受け、貸付総額は21億3千万円を超えています。2年半の受付期間中、二人以上の世帯では最大200万円を借り受けることが可能な時期もありました。それでも、低迷する経済状況下「他に何かありませんか」という相談は償還開始以前から相当数受けています。貸付以外の支援策として住宅確保給付金や市の各種給付金も同時に案内されていましたので、何が自分に該当するか判らない方もおり、該当する制度に繋いだり、担当窓口までご案内する等の支援をこれまで行ってきました。借受世帯の殆どは、使える制度は全て使っている状況です。住民税非課税世帯には茨城県社協が免除手続きを案内していますが、書面が送られても手続方法が解らないしコールセンターにも繋がらない、といって窓口相談に来られる方がこれまでも多かったです。1月から返済が開始され、今度は猶予の受付が始まりました。具体的な猶予手続は、状況を窓口で聞き取り、市町村社協が証明書を付し

て申請することになったので、猶予を希望する方はまず市町村社協に相談するというスキームになりましたが、免除に関しても猶予に関しても決定は全て債権者である茨城県社協です。返済計画や銀行引落手続きも茨城県社協が窓口となりますが、実際には貸付や返済に関する殆どの相談が申請を受付した地元社協に寄せられている状況であり、相談が今殺到している状況です。さらに、自立相談支援機関は市町村の責任で設置し、貸付に関することも含め相談を受けることになっていますが、神栖市の場合は自立相談支援機関を本会が市から受託し、同じ窓口で一体的に行っていますので、他市町村と比べると相談者にとっては利便性が高いと思います。

(鈴木伸洋理事)

猶予や免除に該当するには一定の条件があると思いますが、明らかに条件に当てはまらない方の場合は、例えば消費生活センターに連絡をして債務整理を行っていく等の方向で対応していくのでしょうか。

(事務局：荒井真由美事務局次長)

おっしゃる通りです。「債務整理に入ったので返済手続きをストップしてください。」という弁護士さんからの連絡を10件ほど受けています。あと、各借受世帯の免除手続き等の状況に関する茨城県社協でのデータ処理が追いついておらず、地元社協にも情報が届いていない状態で1月になったので「免除手続きをしていたのに(返済用の)振込用紙が届いた」といった相談には対応できず、少し混乱している状況です。

(鈴木伸洋理事)

県社協が貸付している貸付の財源は国からの支援金、補助金になるのですか。

(事務局：荒井真由美事務局次長)

はい。全額国費です。

(鈴木伸洋理事)

返済が焦げ付けば国の負債となるのですね。わかりました。

以降の質疑はなかったため、議長から質疑の終了が宣言され、報告第1号は報告済みとした。

議案第1号 副会長の選定について

定款第21条第2項の定めにより選定を行った。

議長から、今郡利夫前副会長の後任として、神栖市連合民生委員・児童委員協議会の会長である篠塚洋一理事を副会長に選定することが提案され、質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され、採決を行った。

採決の結果、議長を除く賛成14名、反対0名で、篠塚洋一理事を副会長に選定した。

議案第2号 補欠評議員候補者の推薦について

事務局(相良光浩センター長)から、選出母体(神栖市連合民生委員・児童委員協議会)の役職交替により退任となる評議員10名(いずれも民生委員・児童委員)の後任者について、評議員選任規程第2条の規定に基づき、評議員候補者を選任する必要があること、併せて評議員選任委員会の実施について理事会の決議を求める旨が説明され、その後、質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され、採決に入った。

採決の結果、議長を除く賛成14名、反対0名で以下のとおり決議した。

評議員候補者は、神内利江氏、境 政一氏、谷中照子氏、野中敬子氏、埴 昇氏、安藤 渉氏、池田克久氏、塚本陽子氏、原 和夫氏、原 正和氏の10名(いずれも選出母体は神栖市連合民生委員・児童委員協議会)とする。評議員選任委員会は、今新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議を招集せず書面審議とし、委員全員から書面で意見を求める。

議案第3号 苦情解決にかかる第三者委員の選考について

事務局（相良光浩センター長）から、徳永正克委員の退任に伴い欠員となる委員1名について、苦情解決に関する規程第12条の定めによる選考を行う旨が説明され、その後、質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され、採決に入った。

採決の結果、議長を除く賛成14名、反対0名で、森本政一監事を第三者委員に選考することを決議し、この決議に基づき、石田進会長が森本政一監事を本会の第三者委員に任命した。

議案第4号 職員の育児・介護休業等に関する規則の一部改正（案）について

議案第5号 事務局職員の就業規則の一部改正（案）について

石田議長より内容の関連性から2件一括での審議が提案され、理事及び監事全員の同意を得た。議長から議案第4号及び議案第5号の内容説明が求められ、事務局（相良光浩センター長）から改正理由について、改正育児休業法をはじめとする労働関連法令、及び神栖市職員の育児休業等に関する条例等に照らし必要な改正を図る旨が説明され、その後、質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され、採決に入った。

採決の結果、議長を除く賛成14名、反対0名で、原案の通り決議した。

議案第6号 令和4年度第3回評議員会の招集について

事務局（相良光浩センター長）から、評議員会の日時及び内容について、定款第14条に基づき理事会の決議を求める旨が説明され、その後、質疑に入った。

特に質疑はなく、議長から質疑の終了が宣言され、採決に入った。

採決の結果、議長を除く賛成14名、反対0名で、以下の通り決議した。

1. 会議名称 令和4年度第3回評議員会
2. 開催日時 令和5年3月中旬から下旬
3. 開催場所 神栖市保健・福祉会館
4. 議事案件 議案第1号 令和5年度神栖市社会福祉協議会事業計画（案）
議案第2号 令和5年度社会福祉事業経理区分収支予算（案）
議案第3号 令和5年度公益事業区分収支予算（案）の承認
5. 招集予定 評議員31名

上記の記録が正確であることを証明するため記名押印する。

監 事 中山 照明  令和5年3月22日署名

監 事 森本 政一  令和5年3月7日署名

理事(会長) 石田 進  令和5年3月3日署名